

様式第2号(第3条関係)

(表面)

上下水道局行政財産使用許可申請書兼免除申請書

令和 年 月 日

(宛先)
秋田市上下水道事業管理者

申請者 〒 -
住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 TEL _____

【法人等の場合】

担当者 _____

連絡先 TEL _____

次のとおり行政財産を使用したいので、関係図面を添えて申請します。また、当該行政財産の使用に係る使用料の免除を受けたいので、併せて申請します。

使用場所	秋田市
区 分	土 地 ・ 建 物
使用数量	
使用目的	
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
添付書類	位置図、使用する部分を示した平面図等
免除を受けたい理由	「秋田市上下水道局行政財産使用料等に関する基準」 別表第 項に該当 (裏面の別表を参照)
その他参考事項	

様式第2号(第3条関係)

(裏面)

別表 抄

項	使用許可区分	免除できる場合
1	当該行政財産を利用する者のために、食堂、売店、理髪所その他の厚生施設(自動販売機を除く。)を設置するとき。	上下水道局の職員の相互共済および福利増進を図るために組織された団体(当該団体の補助を受けて事業を行う者を含む。)が、職員の福利厚生施設として使用する場合で、上下水道局が販売価格等を廉価に指導しているとき。
2	学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他の公益目的のために行われる講演会、研究会又は運動会等の用に短期間供するとき。	当該使用に当たって、入場料等を徴収しないとき又は実費相当額のみを徴収するとき。
3	地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等において公用もしくは公共用又は公共的活動の用に供するため特に必要と認めるとき。	秋田市の機関が使用するとき又は許可に係る行政財産を第三者が利用する場合において、利用料その他これに類する料金を一切徴収しないとき。
4	災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。	
5	上下水道局の職員の相互共済および福利増進を図るために組織された団体が、その事務の用に供するとき。	
6	上下水道局の事業に伴う工事請負契約、業務委託契約等に基づいて土地、建物又は工作物の一部を使用するとき(上下水道局が現場事務所等の設置に係る土地又は建物の借上げに要する費用を見込んでいるときを除く。)	
7	上下水道局が運営費用の補助、出資又は負担している団体等が、その事業の用に供するとき。	上下水道局が運営費用の大半を補助し、もしくは主として出資している団体又は法令等により上下水道局が義務的に設置し、もしくは運営に要する費用を負担している団体等が、次の要件のいずれかに該当するとき。 (1) 上下水道局の事務事業を代行する目的で使用すること。 (2) 上下水道局の事務と密接不可分な事業を行い、その事業が特に公益上必要があると認められること。
8	市の交通事業を引き継いだ一般乗合旅客自動車運送事業者が、その事業の用に供するために使用するとき。	その本来の事業の用に供する目的で設置するバス回転地、停留所および待合所(附属する施設設備を含む。)のために使用するとき。
9	日常生活を営むために必要不可欠な目的のために使用するとき。	